

## 福祉タクシー

市内に居住し住所を有する方で、要介護認定で**要介護1・2・3・4・5**のいずれかに認定された方（印西市介護保険の被保険者）に福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金を一部助成します。

※障害者手帳をお持ちの方はご相談ください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中の方は、利用できません。

### 【サービス内容】

福祉タクシー利用券を交付し（1年度当たり30枚）、乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）を助成します。ただし、1回当たり1,000円が限度。

### 【福祉タクシー利用券の利用方法、注意事項】

☆タクシーを降りる際、運転手に利用券を渡し、助成金（乗車料金の半額、ただし上限1,000円）を差し引いた額をお支払いください。

☆家族等の介護者の同乗は差し支えありません。

☆乗車1回につき1枚のご利用となります。

☆紛失などによる、利用券の再発行はできません。

※利用できるタクシー会社は、本市と提携している「福祉タクシー協力会社一覧」（P9、P10）に記載のある会社に限りです。

### 【福祉タクシー利用券について】

① A票、B票は利用者が記入してください。

②料金を支払うときにB票・C票を運転者に渡してください。

③助成額を引いた利用者負担額を支払ってください（C票 利用者負担額）。

④A票は本人の控えになります。

A票
B票
C票

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111 (代)

## 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する65歳以上の要支援・要介護認定者の方で、介助なしでは公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な方に、移送サービスを実施します。

### 【利用目的】

利用できるのは次の場所への送迎です。

**※送迎の範囲は印西市内と近隣市町村で片道がおおむね20km以内。**

ア、医療機関 イ、市役所などの市の施設 ウ、在宅福祉サービスを提供する施設、場所 エ、その他市が必要と認めた場所

**※買い物には使用できません。**

### 【運行日及び時間】

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです。

※利用日の1か月前から5日前までの間に予約が必要です。

### 【実施回数】

1人当たり週1回

### 【費用負担】

区 分	金 額	備 考
基本料金	1回当たり 1,000円	2時間まで
迎車料金	1回当たり 500円	
超過料金	30分ごとに 400円	30分未満は切り上げ
運行料金	1キロメートル当たり 30円	

※ 利用料は降車時に直接運転手に支払っていただきます。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書(高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付)
- ・確約書

※利用前に、状況の聞き取りを行います。

・予約先  
印西市社会福祉協議会(竹袋614-9)  
TEL 42-0294

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592(直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116(直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (支所1階)	97-1111(代)

## ふれあいバス無料乗車カード

高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的として、70歳以上の方を対象に「ふれあいバス無料乗車カード FUREICA（フレアイカ）」を交付します。

このカードは令和2年7月1日から使用を開始しています（2023年3月31日まで有効）。ふれあいバスに乗車する際、乗務員にカードを提示してください（カードの提示がない場合、通常料金の100円をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください）。



### 【サービス内容】

- ・カードの提示により、ふれあいバス運行区間の料金が**無料**になります。

### 【対象者】

- ・印西市内に住民登録のある70歳以上の方。

### 【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）

### 【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111 (代)

第4次印西市地域福祉計画 「各課取り組み事業進捗状況評価票」

担当 高齢者福祉課

<b>【基本理念】</b>	つながりあい 支え合い 生き生きと暮らせるまち いんざい
<b>基本目標</b>	3 安心・安全が実感できる環境づくり
<b>施策</b>	(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり
<b>市の主な取り組み</b>	外出しやすい環境づくりの充実
<b>取り組み内容</b>	移動が困難な高齢者や障がいのある人への目的に対応する送迎サービスの実施

各年度における計画案

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7					
<b>取り組み計画【PLAN】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と高齢者の移動手段の確保について協議・検討する。</li> <li>高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付事業を引き続き実施する。</li> </ul> 目標利用回数 76,800回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と高齢者の移動手段の確保について協議・検討する。</li> <li>高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付事業を引き続き実施する。</li> </ul> 目標利用回数 76,800回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と高齢者の移動手段の確保について協議・検討する。</li> <li>高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付事業を引き続き実施する。</li> </ul> 目標利用回数 78,000回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と高齢者の移動手段の確保について協議・検討する。</li> <li>高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付事業を引き続き実施する。</li> </ul> 目標利用回数 78,000回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と高齢者の移動手段の確保について協議・検討する。</li> <li>高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図ることを目的に、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付事業を引き続き実施する。</li> </ul> 目標利用回数 78,000回/年					
<b>取り組み状況【DO】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉タクシーの実施 福祉タクシー利用者数 1,042人 (R4.3末時点)</li> <li>外出支援サービスの実施 外出支援サービス利用人数 223人 (R4.3末時点)</li> <li>高齢者ふれあいバス無償化事業 高齢者ふれあいバス利用回数 延べ76,562回 (R4.3末時点)</li> </ul>									
<b>活動に対する評価【CHECK】</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>
	B(概ねできた)	・高齢者ふれあいバス無償化事業の利用回数目標を概ね達成できた。								
<b>成果に対する評価【CHECK】</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>
	B(成果があった)	・サービスの充実に繋がった。								
<b>計画改善等(次年度に向けて)【ACTION】</b>	引き続き、周知・啓発を行い、サービスの利用促進を図る。									